

第六次国有林野施業実施計画書
第一次変更計画
(中部山岳森林計画区)

[変更年月]

第一次変更 令和 4 年 3 月

林野庁中部森林管理局

目 次

I 変更事由	1
II 変更事項	2
3 林道の整備に関する事項	

中部山岳森林計画区 第六次国有林野施業実施計画の第一次変更について

国有林野管理経営規程第 14 条第 2 項に基づき国有林野施業実施計画の一部を次のように変更する。
なお、この変更は令和 4 年 4 月 1 日から効力を生ずるものとする。

I 変更事由

- ・林道の整備に関する変更事由について

林内路網の整備を促進し森林整備の推進を図るため、林道の整備に関する事項を変更する。

II 変更事項

3 林道の整備に関する事項

(単位：m)

基幹・ その他別	開設・ 改良別	路線名	林班・箇所	延長	備考
基幹	開設	坊主（桑埼）	1572・1573	1箇所	200
		計		1箇所	200
	改良	湯川	137～139	1箇所	10
		奈川黒川（奈川）	364～399	3箇所	60
		奈川黒川（黒川）	305～307・334	2箇所	60
		鹿島川	501・502	2箇所	20
		奈良井	1523・1524・1533・1515・ 1548	2箇所	38
		坊主（桑埼）	1573～1580	2箇所	20
		贄川橋戸（贄川）	1590～1603	3箇所	60
		贄川橋戸（橋戸）	1607～1618	2箇所	20
計		17箇所	288		
その他	開設	黒沢	318	1箇所	100
		奈良井支線	1510	1箇所	500
		計		2箇所	600
	改良	黒川支線	321～333	1箇所	10
		白川（奈良井）	1542～1552	1箇所	10
		福沢	1605・1606	1箇所	10
		計		3箇所	30
合計	開設		3箇所	800	
	改良		20箇所	318	

(注) 災害復旧等緊急を要する工事については、指定箇所以外においても実行できる。